

伊達市市民参加条例

平成19年4月

企画財政部企画課

目 次

前 文 1
第 1 章 総則	
第 1 条 目的 1
第 2 条 言葉の意味 2
第 3 条 基本原則 3
第 4 条 市民の責務 3
第 5 条 市の機関の責務 4
第 6 条 公表の方法 5
第 2 章 市民参加の推進	
第 1 節 市民参加の対象	
第 7 条 市民参加の対象となる行政活動 5
第 2 節 市民参加の方法	
第 8 条 市民参加の方法 7
第 9 条 市民意見の公募 7
第 10 条 審議会 9
第 11 条 説明会 10
第 12 条 その他の方法 11
第 3 節 市民参加の実施予定の公表	
第 13 条 市民参加の実施予定の公表 11
第 4 節 まちづくり人材登録	
第 14 条 まちづくり人材登録 12
第 5 節 市民投票	
第 15 条 市民投票 12
第 3 章 市民による政策提案	
第 16 条 市民による政策提案 13
第 4 章 伊達市市民参加推進会議	
第 17 条 設置 14
第 18 条 組織等 14
第 19 条 会議等 15
第 5 章 その他	
第 20 条 制度の見直し 15
第 21 条 委任 16
附則 16
伊達市市民参加条例 17

住みやすいまちをつくるためには市民と行政がお互いの立場を尊重し、信頼し、協働することが大切です。

市民と行政が情報を共有し、同じ課題について考え、話し合い、その結果を市政に活かすことが地域の問題を自分達で解決する主体性のあるまちづくりにつながります。

ここに、まちづくりの主役である市民の英知と行政の積極的な取り組みによって、よりよいまちづくりを進めるためにこの条例を定めます。

【説明】

条例には、一般的には前文を設けることはあまりありません。

市の条例では環境基本条例或いは、情報公開条例に例を見ることができますが、その役割は「条例を理解する際の手助けをする」ということが言えます。

行政活動への市民参加という仕組みを初めて条例という形で制度化することから、「前文には、市政の主役は市民であること、行政活動への市民参加が不可欠であること、市政の発展には、市民と行政の相互の信頼関係の構築、協働によるまちづくりを進めていくことが重要であるといったことなどを盛り込む必要があります。」という検討委員会の提言内容を踏まえ、この条例に前文を設けることにしたものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民参加の基本的な事項を定め、市政への市民参加の推進を図り、市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

【説明】

条例には、条例の構成上設けなければならない条文がありますが、この目的規定もその一つです。

目的規定は、条例が何を達成するために作られ、そのためどのようなことを規定しているのかということをも端的に表現する役割を持っています。

検討委員会の提言に「最も大切なことは、この条例の目的を市民と行政が共有することである」と述べられているように、「市民参加の基本的な事項を定め」「協働によるまちづくりを進める」という目的を共有したいと考えています。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使われている言葉の意味は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民とは、市内に在住し、在勤し、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体をいいます。
- (2) 市の機関とは、市長(水道事業管理者の権限を含みます。以下同じです。)教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 行政活動とは、市の機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条に規定するところにより事務を処理するため行う活動をいいます。
- (4) 市民参加とは、行政活動に関し、市民が自己の意思を反映させることを目的として、意見を述べ、又は提案することをいいます。

【説明】

この規定は、この条例の中で使われる言葉の意味を定めるもので、条例の解釈上の疑義をなくすために設けるものです。条例に使われる重要な用語あるいは一般の用法と多少違う意味を持たせている用語をこの条でまとめて規定するのが通例です。

通常は「定義」という見出しをつけますが、あまり馴染みがないと思われることから「言葉の意味」としたものです。

- (1) 「市民」とは、市内に居住する個人や市内に事務所等がある法人、団体だけでなく、市内への通勤者や通学者といった市の政策決定の結果、影響を受ける人たちを広く捉えるべきという検討委員会からの提言を踏まえ、このような範囲としたものです。なお、年齢に制限はありません。
- (2) 「市の機関」とは、条文に列記された市の執行機関を指すことにしたものです。
- (3) 「行政活動」とは、「住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する(地方自治法第1条の2第1項)」という自治体の役割を踏まえ、市の機関がその本来の役割を達成するために行うすべての活動を指すことにしたものです。
- (4) 「市民参加」とは、一般的に考えられる市民参加(行政への参加、議会への参加、コミュニティへの参加、NPOへの参加)といったものの中から、第1条の目的で述べたような行政活動への市民参加に限っています。

更に、市民参加とは、市民が地域や公共的な課題の解決のために行政に対して何らかの改善を試みようとする行為である、とも言えますが、条例では「意見を述べ、又は提案すること」としたものです。

(基本原則)

第3条 市の機関と市民は、次のことを基本原則として市民参加を行うものとします。

- (1) 市民の行政活動へ参加する権利が保障されること。
- (2) 市民の自主性が尊重されること。
- (3) 市民と市の機関のもつ情報が共有されること。
- (4) 市民の性別、国籍、年齢等の社会的属性及び参加しないことによる不利益を受けないこと。

【説明】

この規定は、基本理念といった見出しで標記されることもありますが、訓示規定という意味合いを持つものです。

検討委員会からの提言では、「市民の権利と役割について」という項目に盛り込まれていた「社会的属性や参加しないことで不平等な扱いを受けない」とする事項は、この第3条が訓示規定であるという趣旨から、本条に規定することにしたものです。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、積極的に市民参加に努めるものとします。

- 2 市民は、市民参加にあたり、自らの意見と行動に責任をもつものとします。
- 3 市民は、市民参加にあたり、特定の個人又は団体の利益を図ることを目的とせず、市民全体の公共の利益に配慮するものとします。
- 4 市民は、市民相互の自由な意見を尊重し、自主的かつ民主的な市民参加に努めなければなりません。

【説明】

市民参加にあたっては、市民にも「義務を果たすべき責任」が生じるとの考えから、「市民の責務」という見出しにしたものです。

第1項 まちづくりの主役は一人ひとりの市民であるという自覚を持ち、市民参加に努めることが必要であるとの考えによるものです。

第2項 市民は、自らの意見や行動が行政活動に与える影響を自覚しながら、市民参加に努めることが必要であるとの考えによるものです。

第3項 市民参加の目的は、特定の利益ではなく市民全体の公共の利益にあるとの考えによるものです。

第4項 市民は、たとえ自分とは異なる意見であっても、相手の発言や意見を尊重し、民主的な市民参加に努めることが必要であるとの考えによるものです。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市民に行政情報をわかりやすく、かつ、積極的に提供しなければなりません。

2 市の機関は、市民参加を行おうとするときは、市民参加の結果を行政活動に活かすことができるよう適切な時期に行うとともに、十分な活動時間を確保するものとします。

3 市の機関は、市民参加の結果を尊重し、行政活動に反映するよう努めるものとし、反映することができないときは、その理由について公表するものとします。

【説明】

第1項 この条例の基本原則でも述べた「市民と市の機関の持つ情報の共有により行われること」を受け、市民参加にあたっては、行政の持つ情報を市民に提供することは極めて重要であるとの考えによるものです。

第2項 市民参加は、行政の意思決定に間に合う時期に行われることが重要であり、更には一定の時間的余裕を持って行われることが重要であるとの考えによるものです。

第3項 市民参加は、市民の意見を行政活動に反映させるために行うものであり、市の機関は市民参加の結果を反映させるよう努めることは、当然のことであるとの考えによるものです。反映することができない場合、市の機関には、その理由についての説明責任があるとの考えによるものです。

(公表の方法)

第6条 この条例の規定により、市の機関が市民参加に関する情報の公表及び公募をしようとするときは、可能な限り、次に掲げる全部の方法により行うものとします。

- (1) 市の担当窓口での閲覧又は配付
- (2) 市の広報誌への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、効果的に公表及び公募ができる方法

2 市の機関は、前項の規定による方法により公表及び公募をしたときは、報道機関への情報提供等により、市民に周知するよう努めるものとします。

【説明】

第1項 この条例の規定で、市の機関が市民に対して公表したり、公募を呼びかけるケースは、行政情報の提供、市民意見の公募、市民参加の実施予定と実施状況の公表、審議会委員等の公募などと多岐にわたりますが、これらの情報を公表する場合の方法を規定したものです。

第2項 第1項で規定した情報の公表と報道機関の活用が効果的に機能することで、可能な限り広範な市民に対する情報提供を実現しようとの考えによるものです。

第2章 市民参加の推進

第1節 市民参加の対象

(市民参加の対象となる行政活動)

第7条 市の機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加を行わなければならない。

- (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に負担や義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するものは、市民参加を行わないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (4) 法令等の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

3 市の機関は、前項第2号の規定により市民参加を行わないときは、速やかにその

理由を公表するものとします。

- 4 市の機関は、第1項に掲げる行政活動以外の行政活動（第2項のいずれかに該当するものは除きます。）であっても、市民参加を行うことができるものとします。

【説明】

第1項 ここでは市民参加の対象となる行政活動を定めており、行政活動を行う前に市民参加を行うという考えによるものです。

- (1) 市の基本構想である総合計画のほか、環境基本計画、地域防災計画、高齢者福祉計画といった、市政の基本的な計画が対象となります。
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例としては環境基本条例、市民に負担や義務を課す条例としては環境美化条例、各種手数料や分担金の徴集に関する条例としては手数料条例、市民の権利を制限する条例としては文化財保護条例などが対象となります。
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度としては、通学区域の見直しや学校適正配置といった制度が対象となります。
- (4) 公共の用に供される大規模な施設としては、市の庁舎、学校、道路、公園、体育館、コミュニティセンターや火葬場、廃棄物処理施設といった市の基幹的な公共施設が対象となります。

第2項 ここでは市民参加を行わないことができる行政活動を定めています。

- (1) 市民参加を行う必要がないと認められる軽易な行政活動とは、条例の中で引用している用語の表現が変わった場合など、政策的判断を要しない場合が対象となります。検討委員会の提言では「この条例の最も大切な基本原則は、すべての行政活動に市民が参加することです。」と述べられています。
しかしながら、前項に規定する行政活動のすべてに市民参加を行おうとすると、行政が行う決定までに時間が費やされたり、人員や予算が不足し、行政本来の役割を果たすことが出来なくなる可能性があります。そのため軽易なものについては市民参加の対象外とすることが合理的であるとの考えによるものです。
- (2) 災害等により、緊急に実施することが必要となる行政活動が対象となります。
- (3) 行政内部における事務処理やその決定が市の機関の内部にのみ適用されるものとして、職員人事に関することや、機構改革などが挙げられます。
- (4) 法律の規定により実施される行政活動で、市民参加の結果の如何を問わず、その結果を政策に反映できないといったものが挙げられます。

第3項 市民参加を行わないと決定した場合、速やかにそのことを公表することが必要であると考えによるものです。

第4項 第1項で市民参加の対象とした行政活動以外であっても、市民の関心度などから、市の機関が認めた場合は、積極的に市民参加を行うことができるとの考えによるものです。

第2節 市民参加の方法

(市民参加の方法)

第8条 前条第1項の規定により行う市民参加の方法は、次に掲げるとおりとします。

(1) 次条に規定する市民意見の公募(パブリック・コメントと言い換えることができます。以下同じです。)による方法

(2) 第10条第1項に規定する審議会による方法

(3) 第11条第1項に規定する説明会による方法

(4) 第12条第1項に規定するその他の方法による方法

2 市の機関は、行政活動(前条第2項のいずれかに該当するものは除きます。)を行おうとするときは、前項第1号に規定する方法により市民参加を行うものとし、更に必要に応じて同項第2号から第4号までに掲げる方法のうちから適切と認める1以上の方法により市民参加を行うものとし、

3 市の機関は、別に法令等で市民参加の方法に関する規定があるときは、その法令等の規定により市民参加を行うものとし、

【説明】

ここでは、市民参加の方法を列記しています。

第1項 各々の方法についての詳細については、第9条以降で説明することとしています。

市民意見の公募は「パブリック・コメント」と言い換えて使うことができます。

第2項 市民意見の公募は、全ての対象について行い、必要に応じてそれ以外の方法も行うこととしたものです。

第3項 法令において、対象となる行政活動において行うべき市民参加の方法が定められているときは、その方法により市民参加を行うこととしたものです。

(市民意見の公募)

第9条 市民意見の公募とは、必要な事項をあらかじめ公表し、意見の提出方法、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて、複数の市民の意見を求める方法をいいます。

2 前項の規定により公表する必要な事項は、次に掲げるとおりとします。

(1) 対象とする行政活動の案

(2) 対象とする行政活動の案を作成した趣旨又は目的

(3) 対象とする行政活動の案に関連する資料

(4) 意見の提出方法、提出先及び提出期限

(5) 意見を提出することができる市民の範囲を指定する場合は、その参加できる市民の範囲

- 3 第1項の規定により定める意見の提出方法は、次に掲げるとおりとします。
- (1) 郵便による送付
 - (2) ファクシミリによる送信
 - (3) 電子メールによる送信
 - (4) その他書面による提出
- 4 第1項の規定により定める意見の提出のための期間は、同項の公表の日から起算して30日以上とします。ただし、緊急に行う場合その他やむを得ない理由により30日以上の間を確保できない場合はこの限りではありません。
- 5 第1項の規定により意見を提出しようとする市民は、個人の場合は、住所、氏名、団体の場合は、事務所の所在地、名称、代表者名等を明らかにしなければなりません。
- 6 市の機関は、第1項の規定により提出された意見の検討を終えたときは、非開示情報（伊達市情報公開条例（平成10年条例第3号）第10条第1項各号に掲げる情報をいいます。以下同じです。）を除き、速やかに次に掲げる事項を意見の提出をした市民に回答するとともに、公表するものとします。
- (1) 提出された意見の内容
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

【説明】

- 第1項 ここでは市民意見の公募(パブリック・コメント)の意味を説明しています。
- 第2項 市民意見の公募を行おうとするとき、市の機関があらかじめ公表すべき事項を定めています。
- 第3項 市民が意見を提出しようとするときの方法を定めています。後日、その記録性を保持できる方法であれば可能な限り多様な方法を認めるべきとの考えによるものですが、電話や口頭による意見の提出は認められません。
- 第4項 市民が意見を提出しやすくするためには、提出方法を広く認めるだけでなく、提出期間を十分に確保することも必要です。
国や他の自治体では、この期間を1ヶ月以上としている事例が多いことから、本市における意見の募集期間は、原則として30日間以上としたものです。
- 第5項 市民の責務でも述べたように、意見の提出者には責任を持つことが要求されるとの考えから、住所、氏名を明らかにしたうえで意見を提出するとしたものです。
- 第6項 市の機関は、意見提出者に対して、各号で定めた内容を通知するとともに、その内容を公表することを定めています。
なお、公表する場合は、不特定多数の市民や市民以外の目にも触れることから、非開示情報については公表しないこととしたものです。

(審議会)

第10条 審議会とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及びこれに類する組織を設置し、複数の市民の意見を求める方法をいいます。

2 市の機関は、審議会の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出するものとします。

3 市の機関は、委員の選考にあたっては、第14条に規定するまちづくり人材登録を活用するとともに、男女の比率、年齢構成、在期数、その他の審議会の委員との兼任状況等を勘案するものとします。

4 市の機関は、第2項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する場合は、審議会に公募委員を含まないことができるものとします。

(1) 法令等の規定により委員の構成が定められている場合

(2) 高度な専門性を有する事案を取り扱う場合その他公募に適さない事案を取り扱う場合

(3) 公募に応募者がいない場合

5 市の機関は、審議会の委員を公募により選出する場合は、あらかじめ選考基準を公表するとともに、選出されなかった応募者には、その理由を通知するものとします。

6 市の機関は、審議会の委員を委嘱し、又は任命したときは、委員の氏名を公表するものとします。この場合において、公募により選出された委員が含まれない場合は、併せてその理由を公表するものとします。

7 市の機関は、審議会の会議を公開するものとします。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができます。

(1) 法令の規定により公開しないと定められている場合

(2) 審議の内容に非開示情報が含まれている場合

(3) 公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると審議会が決定した場合

8 市の機関は、審議会を開催したときは、速やかにその内容を公表するものとします。ただし、非開示情報については公表しないものとします。

【説明】

- 第1項 審議会の意味について説明したものです。
- 第2項 できるだけ多くの市民に参加の機会を与えるべきとの考えによるものです。
- 第3項 参加条例と、既に制度化されている「まちづくり人材登録制度（まちづくり人材バンク）」の活用を図るとの考えによるものです。
男女委員の比率、年齢構成等に関しては、各々の審議会の性格により適当な基準が異なると思われるため明確な規定はしてありませんが、広範な意見の聴取や審議会の活性化の観点から配慮する必要があるとの考えによるものです。
- 第4項 全ての審議会に公募委員が馴染むということはありません。ここでは公募委員を選任しない場合の理由を述べたものです。
- 第5項 選考手続きの透明性を確保するとの考えから、選考基準を作成し、これを公表すること、さらには、選任されなかった市民に対してその理由を通知することとしたものです。
- 第6項 委員には、責任を持った市民参加が求められますし、委員構成について透明性を確保するとの考えから、委員の氏名は公表することとしたものです。
また、公募委員がない場合、その理由を公表することとしたことも、同様の考えによるものです。
- 第7項 審議会の透明性を確保するとの考えから、会議は原則として公開することと、非公開とすることができる理由を規定したものです。
- 第8項 会議の透明性を確保するとの観点と、出席できなかった市民に対して、その内容を周知するためにも必要であるとの考えによるものです。
非開示情報については、第9条第6項で説明したとおりです。

（説明会）

- 第11条 説明会とは、事案の説明等を通して、複数の市民の意見を求める方法をいいます。
- 2 市の機関は、説明会を開催したときは、速やかにその内容を公表するものとします。ただし、非開示情報については公表しないものとします。

【説明】

- 第1項 説明会の意味を説明しています。
- 第2項 第9条第6項で説明したとおりです。

(その他の方法)

第12条 その他の方法とは、前3条の規定による方法のほか、公聴会、シンポジウム、フォーラム、ワークショップ、アンケートその他これらに類する方法により、複数の市民の意見を求める方法をいいます。

2 市の機関は、その他の方法を実施したときは、速やかにその内容を公表するものとします。ただし、非開示情報については公表しないものとします。

【説明】

第1項 市民参加には、市民意見の公募、審議会、説明会、意見交換会以外にも市民の意見を聞くための様々な方法があり、ここではその他の方法として公聴会、シンポジウム、フォーラム、ワークショップ、アンケート等を挙げています。

第2項 第9条第6項で説明したとおりです。

第3節 市民参加の実施予定の公表

(市民参加の実施予定の公表)

第13条 市長は、毎年度当初、市の機関の当該年度における市民参加の実施予定及び前年度における市民参加の実施状況を取りまとめて、公表するものとします。

2 市の機関は、前項に規定する公表後に市民参加を行う必要が生じたときは、速やかに実施予定を公表します。

【説明】

第1項 この条例の基本原則のひとつである「情報の共有」を図るという観点から、市民参加に関する情報提供の充実が求められます。

市民参加の実施予定を公表することにより、市民は関心のあるテーマについて、事前に検討の準備をすることができます。

また実施状況の公表によって、この条例が適正に運用されているかを、市民がチェックできるとの考えによるものです。

第2項 実施予定の公表後、状況の変化により市民参加の対象となる行政活動が新たに生じたときは、前項と同様の考え方からできるだけ速やかに公表することも必要です。

第4節 まちづくり人材登録

(まちづくり人材登録)

第14条 市は、市民参加を促進するため、まちづくりに意欲と情熱を持つ市民を公募し、登録するものとします。

2 前項の登録について必要な事項は、別に定めるものとします。

【説明】

第1項 本条の規定する制度は、既に本市で創設されている「まちづくり人材登録制度(まちづくり人材バンク)」とこの参加条例との連携を図ろうとするものです。また、この「まちづくり人材登録制度」は、行政内部の要綱によって制度化されているものですが、この機会に市民参加条例のなかに位置づけようとするものです。

第2項 詳細は要綱等において定めることとします。

第5節 市民投票

(市民投票)

第15条 市長は、市政に関する重要な事項について、広く市民の意思を問う必要があると判断したときは、市民投票を行うことができます。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方法、成立要件及び結果の取り扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

【説明】

現行の住民投票は、地方自治法の直接請求によって行われる場合がほとんどです。首長と議会には住民投票の発議権がありますが、市民には請求のみで発議権はありません。

これらの問題を解決するために各地で「常設型住民投票条例」が制定されています。

これは住民投票を行う必要が生じた場合、その都度直接請求によって住民投票条例を定めるのではなく、住民投票に必要な要件をあらかじめ条例として定めておくものです。検討委員会でもさまざまな議論がなされましたが、住民投票に関する条項を含めると市民参加条例の条文が膨大なものになること、請求の際の署名の数、投票の期日、投票資格者、投票方法、投票結果の取り扱いなど検討事項が多く、全ての事項が十分に検討されなければならないものであることから「市民参加条例の条文には住民投票の実施を明記し、詳細については別に条例で定める。」との提言となったものがあります。このことから、この規定は提言を踏まえ表記のような規定としたものです。

第3章 市民による政策提案

(市民による政策提案)

第16条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対し、行政活動について、次に掲げる事項を示して、自発的に政策を提案することができます。なお、政策提案の提出方法は、第9条第3項に規定する提出方法に準ずるものとし、

- (1) 現状の課題
- (2) 提案の内容
- (3) 予想される効果

2 市の機関は、次に掲げる事項を公表して、市民に対し、行政活動について、提案を求めることができます。

- (1) 提案を求める目的
- (2) 提案者の範囲
- (3) 提案の方法
- (4) その他提案に必要な事項

3 市の機関は、前2項の規定により提案された行政活動について、総合的に検討し、検討結果を次条に規定する伊達市市民参加推進会議に通知し、意見を求めるものとします。

4 市の機関は、第1項及び第2項の規定により提案した市民に対し、検討結果とその理由及び伊達市市民参加推進会議の意見を通知するとともに公表するものとします。

【説明】

第2章に述べた市民参加制度は、市民の立場から見ると受動的な参加と言わざるを得ません。このことから、この条例の目的とする「市民参加の推進を図り、市民と市との協働によるまちづくりを進める」ために市民が主体的に市民参加ができる制度として、この「市民による政策提案制度」を創設するものです。

第1項 政策提案を行う場合は、個人の考えや思いつきを提案するのではなく、ある程度、その提案について賛同する人数が必要であるとの考えから、提案の要件として10名以上の連署によるとしています。

連署の数についての確定的な根拠はありませんが、すでに参加条例を制定している先進地の事例を参考にしたものです。

第2項 市の機関が市民に対して、政策提案を求めることができることを定めたものです。

第3項 市民から提案された政策については、行政内部だけで完結するのではなく、市民参加の観点から第三者機関の客観的な意見を求めることが必要であると考え、検討結果等を第17条で定めた「市民参加推進会議」に通知し、意見を聞くことにしたものです。

第4項 事務手続きの透明性を図るとの考えから、政策提案者に対しては、検討結果に市民参加推進会議からの意見を添えて回答すること、公表することを定め

るものです。

第4章 伊達市市民参加推進会議

(設置)

第17条 次に掲げる事項について、市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に意見を述べるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、伊達市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置くものとします。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項
- (3) この条例に基づく市民参加の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 市民参加の方法に関する調査研究に関する事項
- (5) 前条第3項の規定による推進会議に求められた意見に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

【説明】

伊達市にとって望ましい市民参加制度を作り上げていくため、この制度の運用状況や市民の参加状況を検証し評価するための第三者機関が必要であるとの考えによるものです。

(組織等)

第18条 推進会議は、委員10人以内をもって組織します。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する市民
- (3) 公募による市民

3 推進会議の委員の任期は2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

5 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めることとします。

【説明】

第1項 市民参加推進会議の委員数の上限を示したものです。

第2項 市民参加推進会議の委員として選考する委員の範囲を示したものです。

第3項 委員の任期は、他の一般的な例にならい2年としました。

第4項 多くの市民を登用するとの考えから任期を制限したものです。

第5項 会長、副会長の選任については、他の一般的な例にならい定めました。

(会議等)

第19条 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会議(以下「会議」という。)の議長を務めるものとします。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行します。

3 会議は、会長が招集するものとします。

4 会議は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとします。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとします。

6 会長は、必要に応じ、会議に関係する者の出席を求めることができるものとします。

7 推進会議の庶務は、企画財政部において処理するものとします。

8 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めるものとします。

【説明】

会議に関する規定は、他の一般的な例にならい定めました。

第5章 その他

(制度の見直し)

第20条 市は、この条例に定める市民参加の制度が一層市政への市民参加を促進するものとなるよう、必要に応じ、随時見直しを行うものとします。

【説明】

この条例が規定する行政活動への市民参加に関する制度は、時代や状況の変化とともに不断の見直しをしていく必要があるとの考えによるものです。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

【説明】

この条例の施行にあたっては、この条例に定めている規定の補足や各種様式といったものをさらに定めることが必要になりますが、このような事項を規則で定めることとしたものです。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正します。
別表附属機関の項中「国民保護協議会」の次に「市民参加推進会議」を加えます。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、第2章の規定は、適用しません。

伊達市市民参加条例

平成19年4月1日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 市民参加の推進

第1節 市民参加の対象（第7条）

第2節 市民参加の方法（第8条 - 第12条）

第3節 市民参加の実施予定の公表（第13条）

第4節 まちづくり人材登録（第14条）

第5節 市民投票（第15条）

第3章 市民による政策提案（第16条）

第4章 伊達市市民参加推進会議（第17条 - 第19条）

第5章 その他（第20条・第21条）

附則

住みやすいまちをつくるためには市民と行政がお互いの立場を尊重し、信頼し、協働することが大切です。

市民と行政が情報を共有し、同じ課題について考え、話し合い、その結果を市政に活かすことが地域の問題を自分達で解決する主体性のあるまちづくりにつながります。

ここに、まちづくりの主役である市民の英知と行政の積極的な取り組みによって、よりよいまちづくりを進めるためにこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における市民参加の基本的な事項を定め、市政への市民参加の推進を図り、市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で使われている言葉の意味は、次に掲げるとおりとします。

- （1）市民とは、市内に在住し、在勤し、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体をいいます。
- （2）市の機関とは、市長（水道事業管理者の権限を含みます。以下同じです。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （3）行政活動とは、市の機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するため行う活動をいいます。

- (4) 市民参加とは、行政活動に関し、市民が自己の意思を反映させることを目的として、意見を述べ、又は提案することをいいます。

(基本原則)

第3条 市の機関と市民は、次のことを基本原則として市民参加を行うものとします。

- (1) 市民の行政活動へ参加する権利が保障されること。
- (2) 市民の自主性が尊重されること。
- (3) 市民と市の機関のもつ情報が共有されること。
- (4) 市民の性別、国籍、年齢等の社会的属性及び参加しないことによる不利益を受けないこと。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、積極的に市民参加に努めるものとします。

- 2 市民は、市民参加にあたり、自らの意見と行動に責任をもつものとします。
- 3 市民は、市民参加にあたり、特定の個人又は団体の利益を図ることを目的とせず、市民全体の公共の利益に配慮するものとします。
- 4 市民は、市民相互の自由な意見を尊重し、自主的かつ民主的な市民参加に努めなければなりません。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市民に行政情報をわかりやすく、かつ、積極的に提供しなければなりません。

- 2 市の機関は、市民参加を行おうとするときは、市民参加の結果を行政活動に活かすことができるよう適切な時期に行うとともに、十分な活動時間を確保するものとします。
- 3 市の機関は、市民参加の結果を尊重し、行政活動に反映するよう努めるものとし、反映することができないときは、その理由について公表するものとします。

(公表の方法)

第6条 この条例の規定により、市の機関が市民参加に関する情報の公表及び公募をしようとするときは、可能な限り、次に掲げる全部の方法により行うものとします。

- (1) 市の担当窓口での閲覧又は配付
 - (2) 市の広報誌への掲載
 - (3) 市のホームページへの掲載
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、効果的に公表及び公募ができる方法
- 2 市の機関は、前項の規定による方法により公表及び公募をしたときは、報道機関への情報提供等により、市民に周知するよう努めるものとします。

第2章 市民参加の推進

第1節 市民参加の対象

(市民参加の対象となる行政活動)

第7条 市の機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加を行わなければなりません。

- (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に負担や義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するものは、市民参加を行わないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (4) 法令等の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

3 市の機関は、前項第2号の規定により市民参加を行わないときは、速やかにその理由を公表するものとします。

4 市の機関は、第1項に掲げる行政活動以外の行政活動(第2項のいずれかに該当するものは除きます。)であっても、市民参加を行うことができるものとします。

第2節 市民参加の方法

(市民参加の方法)

第8条 前条第1項の規定により行う市民参加の方法は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 次条に規定する市民意見の公募(パブリック・コメントと言い換えることができます。以下同じです。)による方法
- (2) 第10条第1項に規定する審議会による方法
- (3) 第11条第1項に規定する説明会による方法
- (4) 第12条第1項に規定するその他の方法による方法

2 市の機関は、行政活動(前条第2項のいずれかに該当するものは除きます。)を行おうとするときは、前項第1号に規定する方法により市民参加を行うものとし、更に必要に応じて同項第2号から第4号までに掲げる方法のうちから適切と認める1以上の方法により市民参加を行うものとします。

3 市の機関は、別に法令等で市民参加の方法に関する規定があるときは、その法令等の規定により市民参加を行うものとします。

(市民意見の公募)

第9条 市民意見の公募とは、必要な事項をあらかじめ公表し、意見の提出方法、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて、複数の市民の意見を求める方法をいいます。

2 前項の規定により公表する必要な事項は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 対象とする行政活動の案
- (2) 対象とする行政活動の案を作成した趣旨又は目的
- (3) 対象とする行政活動の案に関連する資料
- (4) 意見の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 意見を提出することができる市民の範囲を指定する場合は、その参加できる市民の範囲

3 第1項の規定により定める意見の提出方法は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 郵便による送付
- (2) ファクシミリによる送信
- (3) 電子メールによる送信
- (4) その他書面による提出

4 第1項の規定により定める意見の提出のための期間は、同項の公表の日から起算して30日以上とします。ただし、緊急に行う場合その他やむを得ない理由により30日以上の期間を確保できない場合はこの限りではありません。

5 第1項の規定により意見を提出しようとする市民は、個人の場合は、住所、氏名、団体の場合は、事務所の所在地、名称、代表者名等を明らかにしなければなりません。

6 市の機関は、第1項の規定により提出された意見の検討を終えたときは、非開示情報（伊達市情報公開条例（平成10年条例第3号）第10条第1項各号に掲げる情報をいいます。以下同じです。）を除き、速やかに次に掲げる事項を意見の提出をした市民に回答するとともに、公表するものとします。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

（審議会）

第10条 審議会とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及びこれに類する組織を設置し、複数の市民の意見を求める方法をいいます。

2 市の機関は、審議会の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出するものとします。

3 市の機関は、委員の選考にあたっては、第14条に規定するまちづくり人材登録を活用するとともに、男女の比率、年齢構成、在期数、その他の審議会の委員との兼任状況等を勘案するものとします。

4 市の機関は、第2項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する場合は、審議会に公募委員を含まないことができるものとします。

- (1) 法令等の規定により委員の構成が定められている場合
- (2) 高度な専門性を有する事案を取り扱う場合その他公募に適さない事案を取り扱う場合
- (3) 公募に応募者がいない場合

5 市の機関は、審議会の委員を公募により選出する場合は、あらかじめ選考基準を公表するとともに、選出されなかった応募者には、その理由を通知するものとします。

6 市の機関は、審議会の委員を委嘱し、又は任命したときは、委員の氏名を公表するものとします。この場合において、公募により選出された委員が含まれない場合は、併せてその理由を公表するものとします。

7 市の機関は、審議会の会議を公開するものとします。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができます。

(1) 法令の規定により公開しないと定められている場合

(2) 審議の内容に非開示情報が含まれている場合

(3) 公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると審議会が決定した場合

8 市の機関は、審議会を開催したときは、速やかにその内容を公表するものとします。ただし、非開示情報については公表しないものとします。

(説明会)

第11条 説明会とは、事案の説明等を通して、複数の市民の意見を求める方法をいいます。

2 市の機関は、説明会を開催したときは、速やかにその内容を公表するものとします。ただし、非開示情報については公表しないものとします。

(その他の方法)

第12条 その他の方法とは、前3条の規定による方法のほか、公聴会、シンポジウム、フォーラム、ワークショップ、アンケートその他これらに類する方法により、複数の市民の意見を求める方法をいいます。

2 市の機関は、その他の方法を実施したときは、速やかにその内容を公表するものとします。ただし、非開示情報については公表しないものとします。

第3節 市民参加の実施予定の公表

(市民参加の実施予定の公表)

第13条 市長は、毎年度当初、市の機関の当該年度における市民参加の実施予定及び前年度における市民参加の実施状況を取りまとめて、公表するものとします。

2 市の機関は、前項に規定する公表後に市民参加を行う必要が生じたときは、速やかに実施予定を公表します。

第4節 まちづくり人材登録

(まちづくり人材登録)

第14条 市は、市民参加を促進するため、まちづくりに意欲と情熱を持つ市民を公募し、登録するものとします。

2 前項の登録について必要な事項は、別に定めるものとします。

第5節 市民投票

(市民投票)

第15条 市長は、市政に関する重要な事項について、広く市民の意思を問う必要があると判断したときは、市民投票を行うことができます。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方法、成立要件及び結果の取り扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

第3章 市民による政策提案

(市民による政策提案)

第16条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対し、行政活動について、次に掲げる事項を示して、自発的に政策を提案することができます。なお、政策提案の提出方法は、第9条第3項に規定する提出方法に準ずるものとします。

(1) 現状の課題

(2) 提案の内容

(3) 予想される効果

2 市の機関は、次に掲げる事項を公表して、市民に対し、行政活動について、提案を求めることができます。

(1) 提案を求める目的

(2) 提案者の範囲

(3) 提案の方法

(4) その他提案に必要な事項

3 市の機関は、前2項の規定により提案された行政活動について、総合的に検討し、検討結果を次条に規定する伊達市市民参加推進会議に通知し、意見を求めるものとします。

4 市の機関は、第1項及び第2項の規定により提案した市民に対し、検討結果とその理由及び伊達市市民参加推進会議の意見を通知するとともに公表するものとします。

第4章 伊達市市民参加推進会議

(設置)

第17条 次に掲げる事項について、市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に意見を述べるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、伊達市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置くものとします。

(1) この条例の改正又は廃止に関する事項

(2) この条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項

(3) この条例に基づく市民参加の実施及び運用の状況の評価に関する事項

(4) 市民参加の方法に関する調査研究に関する事項

(5) 前条第3項の規定による推進会議に求められた意見に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

(組織等)

第18条 推進会議は、委員10人以内をもって組織します。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 学識経験者

(2) 市内において活動する団体が推薦する市民

(3) 公募による市民

3 推進会議の委員の任期は2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

5 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めることとします。

(会議等)

第19条 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務めるものとします。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行します。
- 3 会議は、会長が招集するものとします。
- 4 会議は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとします。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとします。
- 6 会長は、必要に応じ、会議に関係する者の出席を求めることができるものとします。
- 7 推進会議の庶務は、企画財政部において処理するものとします。
- 8 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めるものとします。

第5章 その他

(制度の見直し)

第20条 市は、この条例に定める市民参加の制度が一層市政への市民参加を促進するものとなるよう、必要に応じ、随時見直しを行うものとします。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正します。
別表附属機関の項中「国民保護協議会」の次に「市民参加推進会議」を加えます。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、第2章の規定は、適用しません。